

那覇市特別支援教育就学奨励費支給要綱

令和4年7月27日学校教育部長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）の趣旨に則り、特別支援学級に就学する児童生徒の保護者等の経済的負担を軽減し、特別支援教育の普及奨励を図るために本市が行う特別支援教育就学奨励費（以下「就学奨励費」という。）の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 特別支援学級 学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第81条第2項の規定により小学校又は中学校に置かれた特別支援学級をいう。
- (2) 児童生徒 法第18条に規定する学齢児童又は学齢生徒をいう。
- (3) 保護者等 法第16条に規定する保護者（保護者のない場合にあっては現に当該児童生徒に対し看護および教育をしている者）をいう。
- (4) 収入額 特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令（昭和29年政令第157号。以下「令」という。）第2条第1号に規定する文部科学大臣が定める算定方法の例により算定した保護者等の属する世帯の収入の額をいう。
- (5) 需要額 生活保護法（昭和25年法律第144号）第8条第1項に規定する厚生労働大臣が定める基準の例により測定した保護者等の属する世帯の需要の額をいう。

(対象者)

第3条 就学奨励費の支給の対象となる者は、本市立小学校及び中学校に就学する児童生徒のうち、特別支援学級に在籍する児童生徒又は通常学級に在籍する学校教育法施行令（昭和28年政令第340号。以下「施行令」という。）第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童生徒の保護者とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、教育長は、施行令第9条に規定する区域外就学の承諾を受けている者の保護者等について、当該児童生徒が在学する市町村と協議の上、これを対象者とすることができる。

(申請方法等)

第4条 就学奨励費の支給を受けようとする保護者等(以下「申請者」という。)は、特別支援教育就学奨励費申請書兼承諾書(別紙様式4。以下「申請書」という。)に必要な書類を添付し、当該児童生徒の在学する学校の校長(以下「学校長」という。)を経由して、教育長に申請するものとする。ただし、同一生計世帯員について、2人以上が異なる学校の特別支援学級に在学している場合は、いずれかの学校長を経由して教育長に申請するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、学校長を経由し難い事由がある場合は、教育長に直接申請することができる。

(提出書類)

第5条 前条の規定により就学奨励費の申請をしようとする者は、次に掲げる書類を添付するものとする。ただし、本市が有する世帯の住民基本台帳の情報並びに所得及び生活保護等の情報を教育長が利用することに承諾した者については、この限りではない。

- (1) 住民票謄本(特別：続柄の記載されているもの)
- (2) 市県民税所得証明書(全項目)
- (3) その他教育長が必要と認める証明書

(申請の審査及び認定区分の決定)

第6条 教育長は、前2条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類等により、令第2条に規定する保護者等の属する世帯の収入額及び需要額の算定要領により算定した収入額と需要額の割合を審査の上、認定区分を決定する。

2 教育長は、前項の審査について、申請書の記載事項や必要書類に不備がある場合、申請者に対し期日を定めて補正を求めるものとする。

3 前項に規定する期間内に補正がされなかった場合は、当該申請を却下するものとする。

4 同条第1項の認定区分は、次に掲げるものとする。

- (1) 第1区分 収入額が需要額の1.5倍未満の場合
- (2) 第2区分 収入額が需要額の1.5倍以上2.5倍未満の場合
- (3) 第3区分 収入額が需要額の2.5倍以上の場合

(4) 就学援助相当 那覇市就学援助規則（平成 17 年教育委員会第 4 号）第 7 条
において認定となった場合

（申請者への通知）

第 7 条 教育長は、前条の規定により認定区分を決定したときは、学校長を経由して申請者に特別支援教育就学奨励費認定通知書（第 3 号様式）により通知するものとする。

2 教育長は、前条第 3 項の規定により当該申請を却下したときは、特別支援教育就学奨励費認定不可通知書（第 4 号様式）により通知するものとする。

（支給対象経費等）

第 8 条 就学奨励費の支給対象経費の支給基準及び支給時期は、別表 1 のとおりとする。

2 前項に定める経費は、保護者等が指定する口座に直接支給するものとする。

（返還）

第 9 条 教育長は、就学奨励費の支給を受けた者が、虚偽その他不正な手段により認定を受けたとき又は支給金額に誤りがあったときは、その者から当該支給を受けた全部又は一部の返還を求めることができる。

（委任）

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、就学奨励費の支給に関し必要な事項は、特別支援教育就学奨励費負担金等及び要保護児童生徒援助費補助金交付要綱および文部科学省初等中等教育局特別支援教育課が定める特別支援教育就学奨励費負担金等に係る事務処理資料によるものとし、その他必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、令和 4 年 7 月 27 日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

別表 1 (第 8 条関係)

No	支給費目	認定区分	支給時期	支給基準	内容
1	学校給食費	1区分 2区分	3月	実費の1/2	学校給食費として保護者が学校に支払う額。
2	修学旅行費	1区分 2区分	3月	実費の1/2 (限度額あり)	小学校又は中学校を通じ、それぞれ1回参加する修学旅行の経費のうち、修学旅行に直接必要とする交通費、宿泊料、見学料の額。
3	学用品・通学用品購入費	1区分 2区分	11月と3月	定額	通常必要とする学用品・通学用品の購入の額。 ※転校などにより異動がある場合は、月割り計算による。
4	【1年生対象】 新入学児童生徒 学用品・通学用品購入費	1区分 2区分	11月	定額	新たに入学する者が通常必要とする学用品・通学用品の購入の額。 ※入学する前に小学校入学準備金又は新入学学用品費等の支給を受けた場合には対象外。
5	校外活動費 (宿泊を伴わないもの)	1区分 2区分	3月	実費の1/2 (限度額あり)	学校外に活動の場を求めて行われる学校行事としての活動(修学旅行を除く)に参加するため、直接必要な交通費、見学料の額
6	校外活動費 (宿泊を伴うもの)	1区分 2区分	3月	実費の1/2 (限度額あり)	学校外に活動の場を求めて行われる宿泊を伴う学校行事としての活動(修学旅行を除く)に参加するため、直接必要な交通費、宿泊費、見学料の額
7	【中学校対象】 体育実技用具	1区分 2区分	3月	実費の1/2 (限度額あり)	中学校の体育の授業の実施に必要な用具のうち、柔道又は剣道を行うのに必要な用具を購入する経費。 柔道:柔道着 剣道:防具一式、剣道着、竹刀、防具袋
8	通学費	1区分 2区分 就学援助相当	11月と3月	実費	最も経済的な通常の経路および方法により(バス・モノレール又は学校長の許可を得て自家用車)通学する場合の交通費。 ※バス・モノレール利用の場合は、領収書等の提出が必要。 ※自家用車利用の場合は、車検証の写しの提出が必要。 ※就学援助相当の場合は、就学援助金から支給を受けている者は対象外。
		3区分		実費の1/2	
9	交流学习交通費	1区分 2区分 就学援助相当	3月	実費	学校教育の一環として特別支援学校や他の小中学校の児童生徒と共に集団活動を行う場合に必要な交通費の額。 ※学校又は自宅から交流学习を行う学校までの最も経済的な経路及び方法による往復の額。
		3区分		実費の1/2	
10	【中学校対象】 職場実習交通費	1区分 2区分 就学援助相当	3月	実費	中学校の教育課程に従い学校長の管理のもと学校外の事業所等において、生徒が現場実習に参加する場合の交通費の額。 ※学校又は自宅から実習を行う事業所等までの最も経済的な経路及び方法による往復の額。
		3区分		実費の1/2	

※支給金額の算定において1円未満の端数は、切り捨てるものとする。

※生活保護者受給者は、交流学习交通費及び職場実習交通費のみを対象とする。